

令和6年度 桑名市集団指導

桑名市役所介護高齢課 介護予防支援室

令和6年度集団指導の構成

動画名	配布資料
令和6年度介護報酬改定にかかる確認事項について等	01_「令和6年度桑名市集団指導」スライド一式
高齢者虐待防止について	01_「高齢者虐待防止について」スライド一式
-	01_介護保険の監査実施方針等について

↓ ↓ 2動画・配布資料確認後 ↓ ↓

Logoフォームにてアンケート回答(出席確認を含む)

目次

- 令和6年度介護報酬改定にかかる確認事項について
- LIFEについて
- 居宅介護支援の主な改正点
- 福祉用具の選択性
- データからみた桑名市の高齢者等の現状

令和6年度 介護報酬改定にかかる 確認事項について

令和6年度介護報酬改定にかか る確認事項

1. 経過措置が終了となる事項
2. 運営基準
3. 減算の導入について

1. 経過措置が終了となる事項

①	感染症対策の強化
②	業務継続に向けた取組の強化
③	認知症介護基礎研修の受講の義務付け
④	高齢者虐待防止の推進
⑤	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
⑥	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
⑦	事業所医師が診療しない場合の減算の強化

➤ 令和6年度から**義務化**

1. 経過措置が終了となる事項

<注意点> ③ **認知症介護基礎研修**の受講の義務付け

➤ 介護に直接携わる職員のうち、

医療・福祉関係の資格を有さない者について、

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

★ 原則 eラーニングで実施すること

★ 詳細は次のURL参照(三重県ホームページ)

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/22836022806-01.htm>

2. 運営基準

令和6年度より義務化となる項目について改めて確認します

- i. 感染症対策の強化
- ii. 虐待防止のための体制整備
- iii. 業務継続計画（BCP）の策定

i .感染症対策の強化

感染症対策検討委員会の開催

<メンバー>

幅広い職種で構成(感染対策の知識を有する者を含む)

- 内部関係者のみの構成 → 可
- 外部の感染症対策の専門家等と連携 → なお良い
- 他の検討委員会と一体的に実施 → 可

<開催頻度>

- 通常 → 概ね6月に1回開催 (施設系は3月に1回)
- 感染症流行時 → **随時**開催

<検討内容>

- 感染症対策委員会その他感染症に関する事業所内の組織に関すること
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること
- 指針に基づく感染症の予防及びまん延防止の平常時の対応、発生時の対応に関すること

⇒ **委員会の決定事項は全職員へ周知する**

i .感染症対策の強化

指針の整備

<事項>

- 平常時の事業所内の衛生管理
- 感染症発生時の状況把握
- ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策等)
- 感染症拡大の防止策
- 医療機関、保健所、市町村等の関係機関との連携
- 事業所内の連絡体制
- 行政等への報告

i .感染症対策の強化

研修の実施

<方法>

内部研修として実施

※新規採用職員 → 別途研修を行うことがのぞましい
(居住系・施設系は必ず実施)

⇒ **記録に残す**

<内容>

- 感染症対策の基礎的内容の適切な知識の普及啓発
- 事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの実践

《参考資料》

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等

<実施回数>

年 1 回以上実施 (居住系、施設系は年 2 回以上)

i .感染症対策の強化

訓練(シミュレーション)の実施

<内容>

- 事業所内の役割分担の確認
- 感染対策をした状態でのケアの演習 等

⇒ 机上訓練＋実地訓練がのぞましい

《参考資料》

厚生労働省老健局

「新型コロナウイルス感染症 感染症発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」等

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>)

<実施回数>

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）

ii .虐待防止のための体制整備

虐待防止検討委員会の開催

<メンバー>

管理職を含む幅広い職種で構成

- 内部関係者のみの構成 → 可
- 外部の虐待防止の専門家等と連携 → なお良い
- 他の検討委員会と一体的に実施 → 可

<開催頻度>

定期的開催（概ね6月に1回以上開催することがのぞましい）

<検討内容>

- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- 虐待防止のための指針の整備に関すること
- 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- 従業員が虐待等を把握した際に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
- 再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること 等

⇒ **委員会の決定事項は全職員へ周知する**

ii .虐待防止のための体制整備

指針の整備

<事項>

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待防止の推進のために必要な事項

ii .虐待防止のための体制整備

研修の実施

<方法>

指針に基づいた研修プログラムを作成し、内部研修として実施

※新規採用職員 → 別途研修を行うこと

⇒ **記録に残す**

<内容>

虐待等の防止に関する基礎的内容で、適切な知識を普及・啓発するもの
事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

<実施回数>

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）

ii .虐待防止のための体制整備

担当者

- 専任の担当者を配置する
- 虐待防止検討委員会の責任者と同一人物がのぞましい

iii. 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画の策定

<感染症>

- 平常時からの備え

- 体制構築、感染症予防の取組、備蓄品の確保等

- 初動対応

- 担当者の選任、マニュアルの整備等

- 感染拡大防止体制の確立

- 保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有、事業継続の方策等

<自然災害>

- 平常時の対応

- 建物設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対策、備蓄品の確保等

- 緊急時の対応

- 業務継続計画発動基準、優先する業務、対応体制等

- 他施設及び地域との連携

iii. 業務継続計画（BCP）の策定

研修の実施

<方法>

内部研修として実施

※新規採用職員 → 別途研修を行うことがのぞましい
（居住系・施設系は必ず実施）

⇒ **記録に残す**

<内容>

- 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有する
- 平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解を図るもの

<実施回数>

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）

iii. 業務継続計画 (BCP) の策定

訓練(シミュレーション)の実施

<内容>

- 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認
- 非常時のケアの演習 等

⇒ 机上訓練＋実地訓練がのぞましい

<実施回数>

年 1 回以上実施 (居住系、施設系は年 2 回以上)

iii. 業務継続計画（BCP）の策定

市への届出について

- 提出時期 → サービス更新時
- 業務継続計画のみを届け出る必要はありません。

3. 減算の導入について

高齢者虐待防止措置未実施減算

→ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※福祉用具貸与は3年間の経過措置期間あり

3. 減算の導入について

業務継続計画未策定減算

- 施設・居住系サービス
→ 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- その他のサービス
→ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については令和7年3月31日までの間減算を適用しない

3. 減算の導入について

重要

高齢者虐待防止措置未実施減算 および
業務継続計画未策定減算 については、
届出がない場合、
令和6年4月より「減算型」での請求となります。

基準型で算定するには、
算定開始月の前月15日までに届出が必要です。

LIFEについて

LIFE について

1. 新システムについて
2. 入力できない期間のLIFE関連加算の算定の取扱いおよびデータ提出期限について
3. 科学的介護推進体制加算の見直し
4. 関連するQ&A
5. 関連する通知等

1. 新システムについて

現行LIFE	<ul style="list-style-type: none">① ~4月10日 : 通常稼働② 4月11日~7月末 : これまで入力されたデータの参照のみ可能 (様式情報の提出は不可)③ 8月1日 : サービス終了
---------------	--



新LIFEシステム	<ul style="list-style-type: none">① 4月22日 : 一部稼働開始 (7月31日までは利用者情報およびADL維持等情報に限り登録可能)② 8月1日~ : 本格稼働開始 (令和6年度改定対応の様式情報の登録可能)
------------------	---

《参照》介護保険最新情報Vol.1227

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>

2. 入力できない期間のLIFE関連加算の算定の取扱いおよびデータ提出期限について

令和6年4月11日～7月31日までは、
利用者情報及びADL維持等情報以外のデータの提出ができないが
令和6年4月～8月にLIFE関連加算を算定したい



令和6年8月1日～10月10日 の 遡り入力期間
に算定する加算の様式情報を提出することで加算の算定が可能
※ 提出すべき情報を原則として 令和6年10月10日 までに提出していない場合
→ 遡り過誤請求

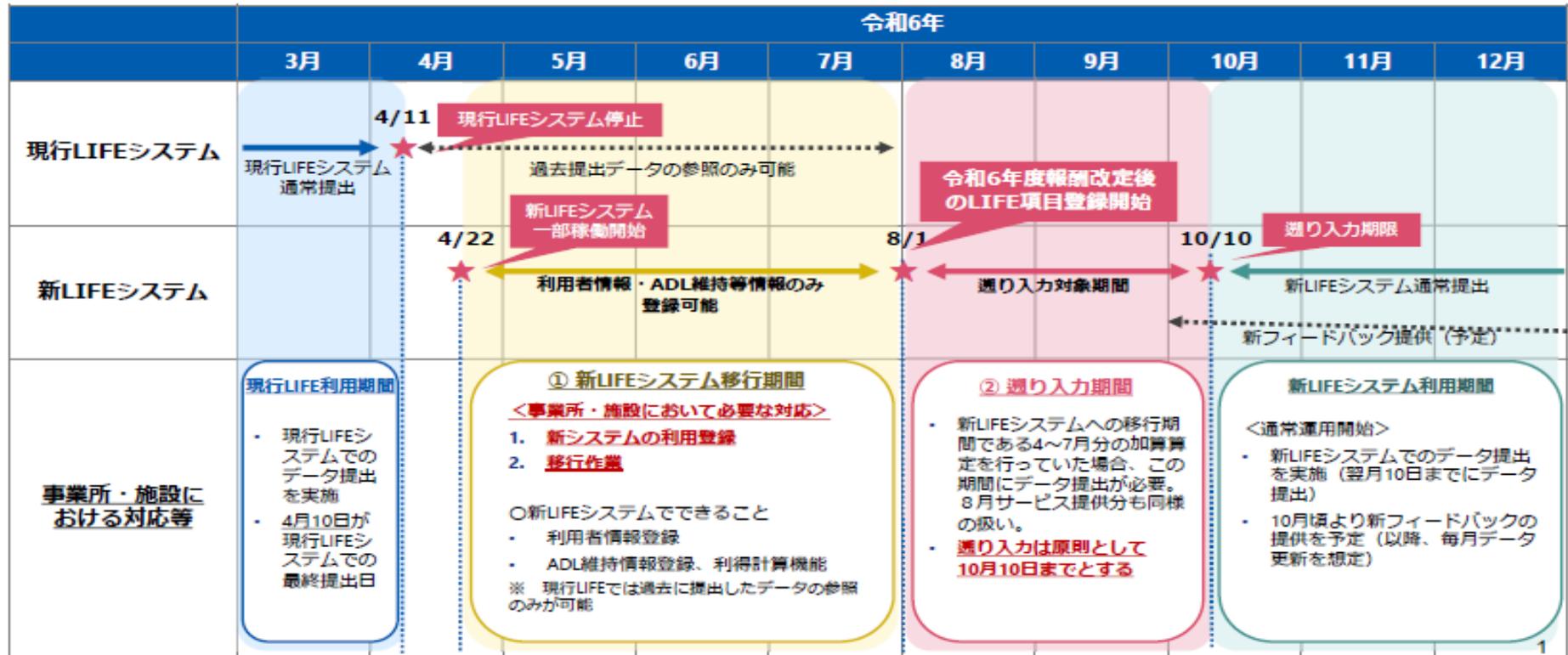
例) 令和6年4月にサービスを開始した利用者
4月分から算定する場合は5月と8月の2回分の提出を
令和6年8月1日～10月10日に行うこと

《参照》介護保険最新情報Vol.1227

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>

新LIFEシステム利用に係る事業所・施設における対応（スケジュール）

- 4月22日に利便性向上等を行った令和6年度版LIFEシステム（＝新LIFEシステム）をリリース予定
- 4月22日から7月31日は新システム移行期間として、**新LIFEシステムの利用登録及び移行作業が必要**（①：新LIFEシステム移行期間）
- **令和6年度報酬改定対応後のLIFE項目については、8月1日から登録可能となる予定。令和6年4月以降の加算算定に係るデータ提出は、原則10月10日までの遡り入力を可とする**（②：遡り入力期間）
- なお、6月改定のサービス（訪リハ、通リハ）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と共通する部分を把握できる範囲でのみ提出することも可能（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（令和6年3月15日）問174）。



3. 科学的介護推進体制加算の見直し

<データ提出頻度>

少なくとも**6**月に**1**回 ➤ 少なくとも**3**月に**1**回

<提出時期>

初回のデータ提出時期

→ 他のLIFE関連加算とそろえることが可能

厚生労働省老健局「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(令和6年1月22日)

3. 科学的介護推進体制加算の見直し

<提出期限>

利用者等ごとに、**ア** から **エ** (次のスライドに掲載)までに定める
月の翌月10日までに提出すること

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、届出が必要であり、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者等全員について本加算を算定できない

例) 4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、
直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定できない

3. 科学的介護推進体制加算の見直し

ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等（以下「既利用者等」という。）については、当該算定を開始しようとする月

例) 4月にサービス利用している利用者等→5月10日まで

イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等（以下「新規利用者等」という。）については、当該サービスの利用を開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。）

例) 事業所では4月に算定を開始するが、翌月5月に利用を開始した利用者等→6月10日まで

※月末よりサービス利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等

やむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないが、当該利用者等については利用開始月のサービス提供分に加算を算定できない。

例) 4月末にサービス利用開始→提出期限は 6月10日まで

○ 5月10日までに提出 → 4月分から加算の算定が可

○ 5月11日～6月10日までに提出 → 5月分から加算の算定が可

ウ アまたはイの月のほか、少なくとも3月ごと

エ サービスの利用を終了する日の属する月

利用者等ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること

4.関連するQ&A

○ 介護記録ソフトの対応について

問 173 LIFE への入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトから CSV 連携により入力を行っているが、LIFE へのデータ提出について、当該ソフトが令和 6 年度改定に対応した後に行うこととして差し支えないか。

(答)

- ・ 差し支えない。
- ・ 事業所又は施設にて使用している介護記録ソフトを用いて令和 6 年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってから、令和 6 年 4 月以降サービス提供分で提出が必要な情報について、遡って、やむを得ない事情を除き令和 6 年 10 月 10 日までに LIFE へ提出することが必要である。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

4.関連するQ&A

○ LIFE への提出情報について

問 174 令和6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報如何。

(答)

- ・ 令和6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 令和6年6月施行のサービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式の提出情報の共通する部分を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日）を参照されたい。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

4.関連するQ&A

○ 科学的介護推進体制加算について

問 175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- 例えば、令和~~5~~⁶年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

5. 関連する通知等

～各事業所でご確認ください～

- 介護保険最新情報Vol.1253(令和6年4月18日)
令和6年4月からの「科学的介護情報システム(LIFE)」の稼働等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001246918.pdf>
- 介護保険最新情報Vol.1227(令和6年3月15日)
令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム(LIFE)の対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>
- 介護保険最新情報Vol.1216(令和6年3月15日)
科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227726.pdf>
- 介護保険最新情報Vol.1225(令和6年3月15日)
「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>

居宅介護支援の主な改正点

居宅介護支援の主な改正点

1. モニタリング
2. 同一建物減算
3. 入院時情報連携加算
4. その他加算における算定要件の見直し
5. ケアマネジャー1人あたりの取扱件数
6. 指定介護予防支援事業者の対象拡大

1. モニタリング（運営基準の改正）

<～R6. 3.31>

少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する

<R6. 4.1～>

イ 少なくとも1月に1回、利用者に面接する（居宅訪問による）

ロ **次のいずれ（以下の（1）および（2））にも該当する場合は、少なくとも2月に1回（介護予防支援は6月に1回）、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等**を活用して、面接することができる

（1）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、**文書により利用者の同意**を得ていること。

（2）サービス担当者会議等において、**次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意**を得ていること。

（i）利用者の心身の状況が安定していること。

（ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

（iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、サービス事業所の担当者から提供を受けること。

1.モニタリング（運営基準の改正）

<主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法>

サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要

<モニタリングを実施できない特段の事情>

利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、**介護支援専門員に起因する事情は含まれない**

- **当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと**

2. 同一建物減算（新設）

① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物
若しくは 指定居宅介護支援事業所と同一の建物
(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者

または

② 指定居宅介護支援事業所における 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)
に居住する利用者

に対して、指定居宅介護支援を行った場合



所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定
同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当する

① 同一敷地内建物等とは

当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち**効率的なサービス提供が可能なもの**

<該当例>

- 一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある
- 渡り廊下でつながっている
- 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する

<該当しない例>

- 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する
- 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない

② 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

① に該当しない建物に

当該指定居宅介護支援事業所の **利用者※** が **20** 人以上居住する → **減算**

(同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算しない)

※利用者 → 当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者
のうち、該当する建物に居住する利用者の合計

3. 入院時情報連携加算(変更)

単位数・算定要件等

※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ) **250**単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅱ) **200**単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

厚生労働省老健局「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(令和6年1月22日)

3. 入院時情報連携加算(変更)

<関連するQ&A>

介護保険最新情報Vol.1225 問118

入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。
(入院時情報連携加算(Ⅰ))

☞ 特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

3. 入院時情報連携加算(変更)

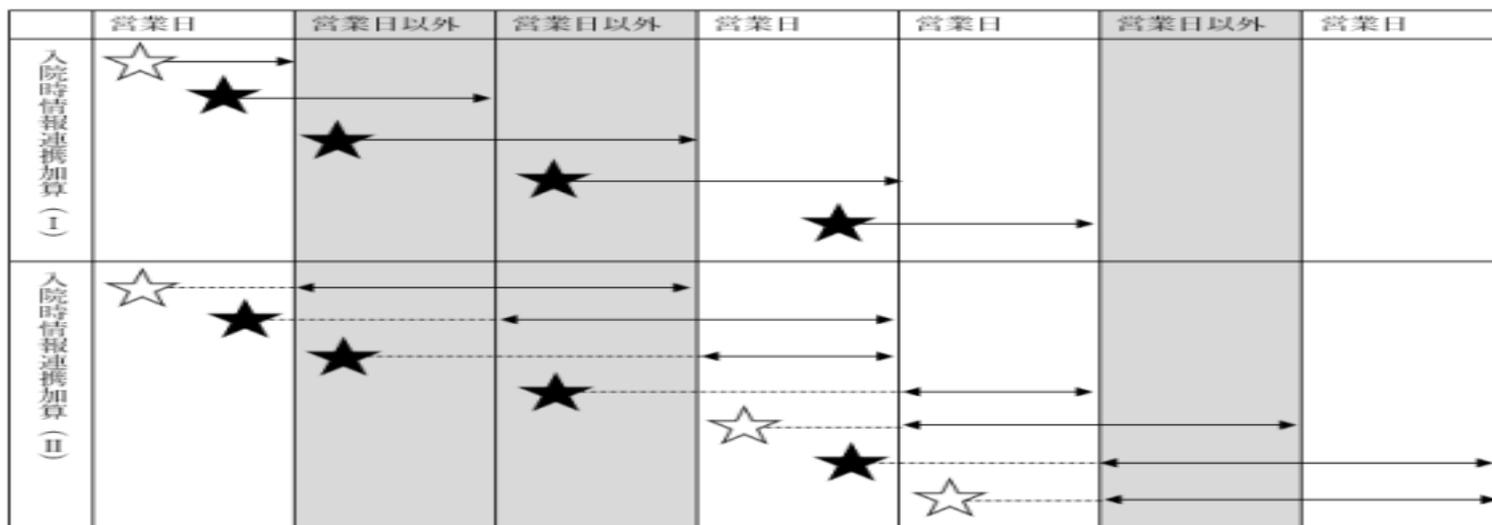
＜関連するQ&A＞

介護保険最新情報Vol.1225 問119

入院時情報連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、入院したタイミングによって算定可能な日数が変わるが、具体的に例示されたい。

👉📄**図のとおり。** <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

☆…入院 ★…入院(営業時間外) → 情報提供



4. その他加算における算定要件の見直し

＜特定事業所加算＞

- 専らサービス提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること
※サービス提供に支障がない場合は当該事業所又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない
- 専らサービス提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること
※サービス提供に支障がない場合は当該事業所又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない
- 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ~~運営基準減算又は~~特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- サービスの提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること

＜通院時情報連携加算＞

医師 → 医師又は歯科医師

4. その他加算における算定要件の見直し

＜ターミナルケアマネジメント加算＞

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

＜特定事業所医療介護連携加算＞

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること



前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること

※ 令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする

5. ケアマネジャー1人あたりの取扱件数

<居宅介護支援費(Ⅰ)>

- (i) 40未満 → **45**未満
- (ii) 40以上60未満 → **45**以上**60**未満

<居宅介護支援費(Ⅱ)>

ケアプランデータ連携システム(※参照)の活用 **及び** 事務職員の配置

※ <https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

- (i) 45未満 → **50**未満
- (ii) 45以上60未満 → **50**以上**60**未満

指定介護**予防**支援の提供を受ける利用者数の取扱件数
2分の1換算 → **3分の1**換算

5. ケアマネジャー1人あたりの取扱件数

<1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準>

$$\text{利用者の数} = \text{要介護者の数} + \text{要支援者の数} \times 1/3$$

利用者の数が **35** またはその端数を増すごとに **1**



- 利用者の数が **44** またはその端数を増すごとに **1**
- ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員の配置している場合は、利用者の数が **49** またはその端数を増すごとに **1**

6. 指定介護予防支援事業者の対象拡大

令和6年4月より「介護予防支援」の対象が居宅介護支援事業者へも拡大

【いままで】

- ・介護予防支援の指定対象は「地域包括支援センター」のみ
- ・居宅介護支援事業者は地域包括支援センターより委託を受けて実施

【4月以降】

- ・介護予防支援の指定対象に居宅介護支援事業者が追加
- ・居宅介護支援事業者は市から介護予防支援の指定を受けることが可能

6. 指定介護予防支援事業者の対象拡大

<注意事項>

○提供拒否の禁止が規定される

☞ 正当な理由なく要支援者の受入れを拒否することは禁止される

○以下の事項については従前どおりの取扱い

➤ 介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施

➤ 地域包括支援センターからの委託による介護予防支援の実施

○利用者との契約は指定介護予防支援事業者として指定を受けた日以降

※3者契約を締結する場合は、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが共に利用者宅を訪問してください

介護予防支援に係る契約の様式(案)およびQ&Aは桑名市HPをご確認ください

<https://www.city.kuwana.lg.jp/kaigo/kenkou/jigyousha/27-70468-230-375.html>

福祉用具の選択制

福祉用具の選択制

1. 対象種目
2. 提案のプロセス
3. 利用者の心身の状況の確認方法
4. ケアプランの「軽微な変更」
5. モニタリング
6. その他のQ & A
7. 補足

1. 対象種目

<スロープ>

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、
頻繁な持ち運びを要しないもの

※ 撤去や持ち運びができる**可搬型のものは除く**

<歩行器>

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式
または交互式歩行器

※ 車輪・キャスターが付いている**歩行車は除く**

<歩行補助つえ>

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、
プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

2. 提案のプロセス

<福祉用具専門相談員・介護支援専門員>

- 選択できることの説明
- 貸与と販売の **メリット・デメリット**
- その他必要な情報

▼ 説明

利用者

- ✓ **利用者の心身状況の変化の見通し**
- ✓ 生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ✓ 利用者負担額の違い **等**

介護保険最新情報Vol.1225 問101参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

3. 利用者の心身の状況の確認方法

- 利用者へのアセスメントの結果
- 医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取
(主治医意見書、診療情報提供書、直接聴取した内容の記録等)
- 退院・退所前カンファレンス 《参考》
- サービス担当者会議等の結果等 「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について」
(平成11年7月29日老企第22号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227941.pdf>

<関連するQ&A>

介護保険最新情報Vol.1225 問112

選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。



追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握したうえで、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

4. ケアプランの「軽微な変更」 (居宅介護支援事業所)

<「貸与→販売」・「販売→貸与」>

「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる



軽微な変更として取り扱う場合には支援経過等に記録する

※ 一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかによって
軽微か否かを判断すること

5. モニタリング（福祉用具事業所）

貸与	利用開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回 やむを得ない事情により、当該時期にモニタリングを実施できなかった場合は、実施が可能となった時点において速やかに実施すること
販売	販売計画の作成後、少なくとも 1 回

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 特定福祉用具販売種目の再支給等について

問 98 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

(答)

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日（以下、「施行日」という）以前の利用者について

問 99 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

(答)

貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

問 100 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

(答)

施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

問 101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。

(答)

利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・ 歩行器：11.0ヶ月
- ・ 単点杖：14.6ヶ月
- ・ 多点杖：14.3ヶ月

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 担当する介護支援専門員がいない利用者について

問 102 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

(答)

相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について

問 103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(答)

福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて

問 104 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するの
か。

(答)

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

○ スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について

問 105 スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、
「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

(答)

取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与
又は特定福祉用具販売とする。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ&A

(介護保険最新情報Vol.1225より抜粋)

○ 福祉用具について

問 113 福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。

(答)

必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。

介護保険最新情報Vol.1225

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

6. その他のQ & A

介護保険最新情報Vol.1261

「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5)
(令和6年4月30日)」の送付について
が発出されました。

選択制に関するQ & Aが掲載されておりますので、
ご確認をお願いいたします。**(問3～10)**



<https://www.mhlw.go.jp/content/001250801.pdf>

7. 補足

福祉用具貸与および特定福祉用具販売を位置付ける場合の取扱い

福祉用具の特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、
その必要性を十分に検討せずに選定した場合、
利用者の自立支援が大きく阻害される恐れがある



なぜ貸与または購入が必要なのかを明確にし、
提案のプロセスやサービス担当者会議等の実施により
居宅サービス計画に位置付けた上で利用する

データからみた桑名市の高齢者等の現状

<要介護区分別人数前年比>

		令和5年度末の要介護区分(%)									令和4年度末の区分別の人数(人)
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(資格喪失等)その他	
令和4年度末の要介護区分(%)	非該当又は認定無し	—	20.6	19.4	22.8	14.4	6.7	10.6	5.6	—	180
	要支援1	0.0	46.6	12.4	11.2	4.1	1.7	3.5	1.4	19.2	661
	要支援2	0.0	8.7	52.1	7.6	6.8	3.7	5.3	1.1	14.7	701
	要介護1	0.0	1.7	1.2	60.6	9.9	6.2	5.8	1.9	12.5	1,204
	要介護2	0.1	1.1	2.5	7.8	49.1	10.7	7.2	2.8	18.7	921
	要介護3	0.0	0.5	2.1	2.3	8.5	43.1	15.0	7.6	20.8	749
	要介護4	0.0	0.4	1.4	1.7	3.3	5.4	47.6	9.6	30.7	942
	要介護5	0.0	0.2	0.6	0.0	0.6	1.5	10.3	52.7	34.1	478

※ ■改善 ■悪化 ■維持

出典:桑名市KDBシステム

■ 新規申請者の方は比較的軽度の認定者が多い

■ いずれの要介護区分においても維持が最も多い



継続的なサービス提供からフレイル予防・重度化防止が重要
可能な限り利用者の有する能力に応じ自立した日常生活への配慮

おわり

・10月2日(水)までに

ロゴフォームにて**集団指導出席確認票**をご提出ください

URL <https://logoform.jp/f/a6D2E>

